

2月21日に明らかになった 2020年度自民党運動方針案、冒頭に「改憲」立てて強調

本文の「改憲項目」では、改憲の「国民が判断する材料を示すことは政治の責務」だとして、同党が安倍首相提案の「自衛隊明記」の9条改憲を含めた改憲4項目を取りまとめている。そのうえで「早期に衆参の憲法審査会の場における各党各会派の枠を超えた議論は、実施されるべきである」と訴え、「わが党は、各党各会派からの意見・提案があれば真剣に検討するなど幅広い合意形成を図りつつ、憲法改正原案の国会発議に向けた環境を整えるべく力を尽くす」と述べている・・・野党抱き込みの意図は明らか。新型コロナウイルスで3月上旬予定の党大会は当面延期されたが、いずれ採択される見込み。

自民党の改憲4項目とは、①9条に自衛隊を書き込む。②緊急事態条項を憲法に明記し、国会に諮らずに、政府権限で緊急事態を宣言し政令を決定、言論・集会等国民権を制限できる。③教育の無償化を明記。④合区の解消、の4項目。9条改憲に加え、野党や国民が反対しにくい項目を絡ませている。③と④は、今の憲法のままで実施は充分可能。②は、水害・震災でも今のウイルス問題でも、有効な対応策は現行法で充分できる。要は政府の姿勢の問題。コロナに関して、緊急事態条項導入が国会に出たことは「改憲への地ならし、誘導か！」との疑惑も。

また「憲法改正に向けた国民的議論を前進させるため、党を挙げて活動を展開していく」と表明。憲法改正推進本部に「遊説・組織委員会」を設置し、全国各地で「憲法改正研修会」を開催する。女性向けパンフレットや街頭宣伝、広報本部が作製したポスターの全国展開やインターネット動画を活用する、などとしている。今年がいよいよ国民と激突、正念場になることは必至！

「憲法九条の会・生駒」お知らせ 2020年4月23日号外 (部内資料)

「新型コロナ」で、改憲「緊急事態」の強権を危惧する！

ナチ前夜と相似点ないか？・・・

石田勇治東京大学大学院教授 (ドイツ近現代史) が語る。



＝幾島健太郎撮影

いしだ・ゆうじ 1957年生まれ。独マールブルク大で博士号を取得。
ベルリン工大客員研究員、ハレ大客員教授を歴任。
著書に「過去の克服」「20世紀ドイツ史」
共著に「ナチスの『手口』と緊急事態条項」など。

早期終息を願うばかりに、国民の方が私権制限を望んでいないか、今回の緊急事態宣言は、憲法を改定しての「緊急事態条項」創設の予行演習と位置づけられているようで、政府・与党の思惑が透けて見えます。

今回の特措法でも、外出の自粛要請や学校・集会施

設の使用制限だけでなく、指定公共機関となったNHKへの指示や土地・建物・物資の収用など、強制力を伴う措置を広い範囲で講じることができる。

「コロナ」のため異論は唱えにくい、緊急事態が長引いた場合（その可能性大）、私権制約を容認する『例外状態』に国民が慣らされてしまわないか、集会もデモもできない状況で、政府に不満や批判があっても押し黙ってしまうのではないか、心配です。

脳裏に浮かぶのは、当時世界で最も民主的といわれた（ドイツ）ワイマール憲法が骨抜きにされ、ヒトラーが短期間で独裁体制を築いた道筋です。その過程で緊急事態条項が徹底して乱用された。ヒトラー政権成立後、わずか半年でナチ一党独裁国家となった。今の日本は特措法による緊急事態宣言だが、これが憲法に書かれると、戦争・内乱・恐慌・大災害などの非常事態において、通常の法秩序を一時停止して、緊急措置をとる権限を政府が行使することとなる。「委任独裁」（危機に直面した主権者が、為政者に委任して生じる独裁）は何としても避けなければならない。

（以上、毎日新聞4月15日夕刊より引用）

4月7日の衆院議員運営委員会で、日本維新の会の遠藤敬議員は「国民生活への強制力担保のため、憲法改正による緊急事態条項の創設は不可欠だ」と主張、これに対し、安倍首相は「極めて重く重大な課題である。自民党の改憲4項目にも緊急事態対応が含まれている。新型コロナへの対応をふまえつつ、憲法審査会の場で与野党の枠を超えた活発な論議が展開されることを期待する」とコロナを利用して、かねてから狙っている改憲を実現しようとする意図を露呈しました。